

安全保障理事会決議 1811 (2008)

2008年4月29日、安全保障理事会第5879回会合にて採択

安全保障理事会は

ソマリアにおける事態に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長の諸声明、とりわけソマリアに対する兵器および軍用装備のあらゆる引渡に関する禁止（以下「武器禁輸」とする）を確立した、1992年1月23日の決議733（1992）、2003年12月16日の決議1519（2003）、2004年8月17日の決議1558（2004）、2005年3月15日の決議1587（2005）、2005年10月14日の決議1630（2005）、2006年5月10日の決議1676（2006）、2006年11月29日の決議1724（2006）、2007年2月20日の決議1744（2007）、2007年7月23日の決議1766（2007）、2007年8月20日の決議1772（2007）および2008年2月20日の決議1801（2008）を想起し、

安保理決議1744（2007）および1772（2007）において規定されたように、ソマリアに対する武器禁輸は、(a)アフリカ連合ソマリアミッション（AMISOM）の支援もしくは使用されることのみを意図した兵器および軍用装備、技術的訓練および支援、ならびに(b)これら決議において規定された政治的プロセスに一致して、事案毎のそのような供給もしくは支援の事前通知を受領してから5事業日以内に決議751（1992）に従って設立された委員会（以下「委員会」とする）による否定的決定がない場合の、治安部門諸機構の整備を支援する目的のみを意図した国家による供給および技術的支援、には適用されないことを想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一の重要性を再確認し、

ソマリアの全ての指導者が、政治的対話を継続するための具体的な措置を講じる緊急の必要性をくり返し表明し、

事務総長特別代表、アハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏の活動を賞賛し、彼の取り組みに対する安保理の強い支持を再確認し、

決議1766（2007）の第3項(i)に従って提出された2008年4月24日付の監視グループの報告書（S/2008/274）およびそこに含まれる所見および勧告に留意し、

武器禁輸に違反してソマリアへのまたは通過する兵器および弾薬の供給の流れを、ソマリアにおける平和と安定に対する重大な脅威として強く避難し、

全ての国家、とりわけ同地域の国家が、武器禁輸に違反したいかなる行動もとらず、また責任ある違反者を拘留するために必要なあらゆる措置を講じるべき、という安保理の主張をくり返し表明し、

違反に対する持続的かつ慎重な捜査を通してのソマリアにおける武器禁輸の監視を強化する重要性をくり返し表明しかつ強調し、武器禁輸の厳格な執行はソマリアにおける包括的な治安状況を改善することを念頭に置き、

ソマリアにおける事態が当該地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議733（1992）により課せられた措置を完全に遵守する全ての国の義務を強調する。
2. 2008年4月24日付の監視グループの報告書（S/2008/274）に照らして、決議733（1992）により課せられた措置の履行と遵守を向上させるための特定の行動を審議する安保理の意図をくり返し表

明する。

3. 決議 1558 (2004) の第3項に言及された監視グループの職務権限を延長することを決定し、事務総長に対し、更なる6カ月の間監視グループを再設立するために可能な限り迅速に必要な行政措置を講じること、適切な場合には、決議 1766 (2007) にしたがって設立された監視グループのメンバーの専門性を用いること、また委員会と協議の上、必要ならば新しいメンバーを任命することを要請する。この職務権限は以下の通りである。

(a) 決議 1587 (2005) の第3項(a)から(c)に示された任務を継続すること、

(b) 関連する国際機関と調整して、武器禁輸違反を犯して収入を生み出す金融、海事およびその他の部門を含む全ての活動を調査することを継続すること、

(c) 武器禁輸違反に関連して用いられているあらゆる輸送手段、経路、港湾、空港およびその他の施設を調査することを継続すること、

(d) 安保理による将来の可能な措置のために、ソマリアの内外で、決議 733 (1992) に従って加盟国により履行されている措置に違反している個人および団体ならびにその積極的な支持者の一覧表案の情報を改良し更新し続けること、および委員会が適切とみなした時委員会にそのような情報を提出すること、

(e) 2002年7月22日の決議 1425 (2002) および2003年4月8日の1474に従って任命された専門家パネルの従前の報告書 (S/2003/233 および S/2003/1035) ならびに2003年12月16日の決議 1519 (2003)、2004年8月17日の1558 (2004)、2005年3月15日の1587 (2005)、2005年10月14日の1630 (2005)、2006年5月10日の1676 (2006)、2006年11月29日の1724 (2006) および2007年7月23日の1766(2007)に従って任命された監視グループの従前の報告書(S/2004/64, S/2005/153, S/2005/625, S/2006/229, S/2006/913, S/2007/436 および S/2008/274) に基づくその調査に基づいた勧告を続けること

(f) 武器禁輸の包括的な遵守を向上させるため追加的措置のための具体的な勧告に関して委員会と緊密に活動すること、

(g) 武器禁輸の履行を促進するために同地域の国家の能力が強化されうる範囲を特定することを支援すること

(h) 設立後90日以内に中間的な概況説明を、委員会を通して、安保理に行うこと、および1カ月ごとに委員会に経過報告書を提出すること、

(i) 安全保障理事会の審議のために、委員会を通して、監視グループの職務権限の終了の15日以前に、上述の全ての任務を扱っている最終報告書を提出すること、

4. 事務総長に対し、監視グループの作業を支援するために必要な財政的措置を講じること、さらに要請する。

5. 決議 1519 (2003) の第4、第5、第7、第8および第10項を再確認する。

6. 委員会に対し、その職務権限にしたがっておよび監視グループならびにその他の関連する国際連合諸機関と協議して、2006年4月5日、2006年10月16日、2007年7月17日および2008年4月24日付けの監視グループの各報告書の勧告を審議すること、また、継続する違反に対応して武器禁輸の履行と遵守を向上させる方法を安保理に対して勧告することを、要請する。

7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。